

2017年4月25日

各位

会社名 株式会社 エー・ディー・ワークス  
代表者名 代表取締役社長 CEO 田中 秀夫  
(コード番号：3250 東証第一部)

《本件専用お問合せ窓口》

エー・ディー・ワークス

ライツ・オファリング 問合わせ係

0120-147-044

期間：4月25日（火）～9月12日（火）

但し土・日・祝日を除く平日 9:00～17:00

**ノンコミットメント型ライツ・オファリング（行使価額ノンディスカウント型） Q&A**

2017年4月25日付公表「ノンコミットメント型ライツ・オファリング（行使価額ノンディスカウント型）及び感謝配当（中間配当）に関するお知らせ」（URL：<http://www.re-adworks.com/ir/news/index.html>）にてお知らせいたしましたノンコミットメント型ライツ・オファリング（行使価額ノンディスカウント型）（以下「本件ファイナンス」といい、本件ファイナンスにより発行される当社第20回新株予約権を、以下「本新株予約権」といいます。）に関する、よくあるご質問を、以下Q&Aとしてまとめましたので、ご参照いただきますようお願いいたします。

なお、本件ファイナンスにつきましては、2017年6月29日（木）開催予定の当社定時株主総会において、その実施に関して、当該株主総会にご出席された（書面投票を含みます。）株主の過半数の承認（当社代表取締役社長であり、かつ筆頭株主である田中秀夫氏の議決権を除きます。）を得ることを条件としております。本件ファイナンスにおいて、本新株予約権の割当てを受ける2017年7月12日（水）（株主確定日）の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主の皆様、及び、同日時点において当社株主ではない方（同日の最終の株主名簿に記載又は記録されていない方）で本新株予約権の市場等における取得をご検討の方におかれましては、「ノンコミットメント型ライツ・オフアリング（行使価額ノンディスカウント型）及び感謝配当（中間配当）に関するお知らせ」も併せてご参照いただき、本件ファイナンスの内容について十分にご理解いただいた上で、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

## ■ 2017年7月12日時点において当社株主の方（本新株予約権が無償で付与される方）

本件ファイナンスにおける株主確定日である2017年7月12日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主の皆様につきましては、特に手続きを経ることなく無償にて本新株予約権が割り当てられます。割り当てられた本新株予約権につきましては、基本的に

- ① 本新株予約権を行使して普通株式を取得する
- ② 本新株予約権を市場等で売却する

のいずれかを選択することができます。なお、本新株予約権の行使期間満了日までにいずれの手続きも実施されない場合には、本新株予約権は失権（消滅）し、普通株式の株価が下落した場合にはこれによる経済的な不利益の全部又は一部を被る可能性がございますので、ご注意ください。なお、2017年7月12日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主の皆様は、上場期間中、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）を通じて、新たに本新株予約権を購入することもできます。

## ■ 2017年7月12日時点において当社株式をお持ちではなく、新たに本新株予約権を購入予定の方

本新株予約権は、2017年7月13日以降、東京証券取引所に上場される予定であることから、本件ファイナンスの株主確定日である2017年7月12日の最終の株主名簿に記載又は記録されていない方につきましても、上場期間中は東京証券取引所を通じて本新株予約権を購入することができ、購入した

本新株予約権を行使して普通株式を取得し、又は、上場期間中、東京証券取引所を通じて本新株予約権を売却することが可能です。但し、本新株予約権の取得後、本新株予約権の行使期間満了日までに、本新株予約権の行使も売却も行わなかった場合は、本新株予約権は失権（消滅）することとなり、本新株予約権の行使により普通株式を取得する機会を喪失することとなりますので、ご注意ください。

## ～Q&Aの目次～

1. 株主総会の承認を得ることについて・・・P. 4
2. ライツ・オファリングの基本的な仕組みについて・・・P. 8
3. 本新株予約権の割当てについて・・・P. 15
4. 本新株予約権の行使について・・・P. 17
5. 本新株予約権の売買について・・・P. 21
6. 税務上の取扱い等について・・・P. 24
7. 株主の皆様における大量保有報告書等の提出義務について・・・P. 26

### (ご参考)

- 本件スケジュールについて・・・P. 29

## 1. 株主総会の承認を得ることについて

Question	Answer
<p>Q 1 - 1</p> <p>株主総会の承認を得る理由について</p>	<p>A 1 - 1</p> <p>新株予約権の無償割当ての実施は、会社法上、取締役会による決議事項とされており、株主総会の承認を得ることは要請されておりましたが、本件ファイナンスにおいては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( i ) 本新株予約権の行使にあたり当社株主からの資金拠出が必要になること</li> <li>( ii ) 東京証券取引所の有価証券上場規程においても、新株予約権証券の上場について、株主総会決議等による株主の意思確認等の増資の合理性に係る評価手続きが求められていること</li> </ul> <p>などの理由から、当社はより充実した情報提供とそれに基づく株主の承認を経ることが必要であると考え、定時株主総会（2017年6月29日開催予定）において、本件ファイナンスの実施に関して、当該株主総会にご出席された（書面投票を含みます。）株主の過半数の承認（当社の代表取締役社長であり、かつ筆頭株主である田中秀夫氏の議決権を除きます。）を得ることを条件として、本件ファイナンスを実施することといたしました。</p> <p>但し、当社の代表取締役社長であり、かつ筆頭株主である田中秀夫氏（2017年3月31日現在の株主名簿における持株比率において当社の発行済株式総数の19.74%を保有）においては、手元資金から数千万円程度拠出して本新株予約権を行使する意向であり、現在の持分比率を維持する意向は有していない旨報告を受けており、同氏の当社株式の持株比率が低下する可能性があることから、東京証券取引所の定める上場審査等に関するガイドラインⅢの5上場会社が発行する新株予約権証券の上場審査(1)c(b)における、「割当てを受ける新株予約権証券の権利行使を行うことで持株比率を維持する意向を示していない主要株主である取締役」に該当するため、その保有する議決権を、当該議案の決議からは除くことといたします。</p>
<p>Q 1 - 2</p> <p>株主総会で議決権行使が可能な株主はいつの</p>	<p>A 1 - 2</p> <p>本件ファイナンスの実施に関しては、2017年3月31日を基準日とした6月29日開催予定の第91期定時株主総会でお諮りする予定です。従いまして、基準日時点での最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が当該定時株主</p>

時点の株主か	総会において議決権を行使できることとなります。
<p>Q 1 - 3</p> <p>株主総会の承認を得ることの具体的な内容は</p>	<p>A 1 - 3</p> <p>本件ファイナンスについては、当該株主総会にご出席された（書面投票を含みます。）株主の皆様の過半数の承認（当社の代表取締役社長であり、かつ筆頭株主である田中秀夫氏の議決権を除きます。）を得ることが条件とされております。なお、当社の代表取締役社長であり、かつ筆頭株主である田中秀夫氏（2017年3月31日現在の株主名簿における持株比率において当社の発行済株式総数の19.74%を保有）においては、手元資金から数千万円程度抛出して本新株予約権を行使する意向であり、現在の持分比率を維持する意向は有していない旨報告を受けており、同氏の当社株式の持株比率が低下する可能性があることから、東京証券取引所の定める上場審査等に関するガイドラインⅢの5上場会社が発行する新株予約権証券の上場審査(1)c(b)における、「割当てを受ける新株予約権証券の権利行使を行うことで持株比率を維持する意向を示していない主要株主である取締役」に該当するため、その保有する議決権を、当該議案の決議からは除くことといたします。</p>
<p>Q 1 - 4</p> <p>株主総会で否決された場合はどうするのか</p>	<p>A 1 - 4</p> <p>本件ファイナンスは株主総会での承認を得られることを条件としておりますので、本件ファイナンスに係る議案が2017年6月29日開催予定の第91期定時株主総会で否決された場合には本件ファイナンスは実施されません。</p>
<p>Q 1 - 5</p> <p>2017年9月30日を基準日とする感謝配当（中間配当）について</p>	<p>A 1 - 5</p> <p>これまで当社に資金を抛出いただきました株主の皆様への当社の感謝及び株主還元の観点から、当社は、本件ファイナンスに係る議案が2017年6月29日（木）開催予定の当社定時株主総会で承認されることを条件として2017年9月30日を基準日とする感謝配当（中間配当）（1株につき1.65円）の実施方針に関わる議案を、当該株主総会に提案し、本件ファイナンスと併せて承認をいただく予定です（感謝配当（中間配当）につきましては、本日公表の「感謝配当（中間配当）に関するお知らせ」及び別途送付の「第91期定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。）。</p> <p>当社はこれまで、株主・株式数の増加、株式流動性の向上、中長期的な成長資金の調達を目的として、その時々株主の皆様にご理解いただきながらエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行ってまいりました。そして、このよ</p>

うに株主の皆様から拠出していただいた資金を活用することにより、当社は順調にプレゼンスを高め、1回目のライツ・オフリング（2012年10月1日公表）直前の2012年9月末においては10億円弱であった株式時価総額は、2回のライツ・オフリングと第三者割当増資による約27億円の調達を経て、現在の時価総額は10倍程度の水準まで増加いたしました。この間、当社は、2015年4月6日にはジャスダック市場から東京証券取引所市場第二部への上場市場変更、続く同年10月30日には同市場第一部銘柄に指定されるに至りました。過年度に公表してまいりました中期経営計画（3ヵ年計画）については、第3次中期経営計画、第4次中期経営計画と各々2年間で遂行し、次のステージ（次期経営計画の策定）へ飛躍するための経営環境の醸成に、過去2回のライツ・オフリングの成功は多大な貢献をもたらしたものと考えております。

そして、本件ファイナンスは、当社において3回目のライツ・オフリングになります。これまで、当社のエクイティ・ファイナンスにおいて資金を拠出して当社の成長をご支援いただきました株主の皆様への感謝及び株主還元の観点から、過去2回のライツ・オフリングとこのたび実施する本件ファイナンスという合計3回にわたるエクイティ・ファイナンスへのご協力に対し、1回あたり0.55円（2017年3月期における1株あたりの配当額と同額）として計算した累計額となる（1株につき）1.65円の感謝配当（中間配当）の実施方針につき、本株主総会の議案として提案するものです。

《当社の感謝配当（中間配当）に関する考え方》

中期経営計画	対象期間	ライツ・オフリング	感謝配当額 計算基準額
第3次	2013年3月期～2015年3月期	2012/10/1公表	0.55円
第4次	2015年3月期～2017年3月期	2013/10/16公表	0.55円
第5次	2017年3月期～2019年3月期	本日公表	0.55円
		累計	1.65円
（ご参考）	2017年3月期	（通常配当：0.35円＋130周年記念配当：0.20円）	0.55円

	<p>なお、感謝配当（中間配当）の実施は、本日開催の取締役会で決定した方針に従い、本株主総会の承認を経て、中間配当基準日（2017年9月30日）における配当受領権のある株式数が確定した後に、配当総額を含め改めて取締役会により決議する予定です。また、感謝配当（中間配当）の実施は、本株主総会における本件ファイナンスに係る議案の承認を条件としておりますので、本件ファイナンスに係る議案が否決された場合には、感謝配当（中間配当）は実施されません。</p>
--	--

## 2. ライツ・オフアリングの基本的な仕組みについて

Question	Answer
<p>Q 2-1 ライツ・オフアリングの概要について</p>	<p>A 2-1 ライツ・オフアリングは株式会社の資金調達手法の一つであり、新株予約権を発行会社以外の全ての株主に対し無償で割り当てるものであり、当該新株予約権は証券取引所に上場される予定です。当社は、2017年7月12日を株主確定日とし、当該株主確定日時点の株主の皆様当社普通株式1株につき1個の本新株予約権を割り当て、交付された本新株予約権が行使期間において行使され行使価額の払込みを受けた場合に、当社普通株式を交付いたします。本新株予約権は、東京証券取引所に上場される予定であるため、本新株予約権の上場期間中、本新株予約権を市場で売買することが可能です。</p>
<p>Q 2-2 コミットメント型とノンコミットメント型の相違</p>	<p>A 2-2 本件ファイナンスは、行使期間内において行使されなかった新株予約権が失権（消滅）するノンコミットメント型のライツ・オフアリングに該当します。 これに対して、行使期間満了後に行使されなかった新株予約権を発行会社が一括して取得した後、特定の証券会社が、一定期間内に行使されなかった新株予約権を発行会社から全て譲り受けた上でそれらを行使することを発行会社に対し予め約束し、取得した株式を市場等で売却する設計のライツ・オフアリングをコミットメント型といいます。</p>
<p>Q 2-3 新株予約権とは何か</p>	<p>A 2-3 新株予約権とは、その権利を保有する者が、行使期間において予め定められた行使価額（新株予約権の行使に際して払込みを要する金額をいいます）を払い込むことにより、発行会社から、株式の交付を受けることができる権利のことをいいます。</p>
<p>Q 2-4 新株予約権の上場の概要について</p>	<p>A 2-4 本件ファイナンスにおける株主確定日である2017年7月12日（水）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様本新株予約権が無償で割り当てられます。そして、本新株予約権は、当該株主確定日の翌営業日である2017年7月13日（木）に、東京証券取引所に上場される予定であり、上場期間中は同市場での本新株予約権の売買が可能となります。なお、本新株予約権の上場廃止日は2017年9月6日（水）を予定しておりますが、東京証券取引所より発</p>



	<p>表される期日のご確認をお願いいたします。同市場における売買最終日は、上場廃止日の前営業日となりますが、売買の取次の詳細は、必ずご自身で、証券口座をお持ちの証券会社（以下「お取引先証券会社」といいます。）にお問合せください。</p> <p>本新株予約権の行使価額及び行使期間等の詳細な内容につきましては、当社の2017年4月25日公表の「ノンコミットメント型ライツ・オフERING（行使価額ノンディスカウント型）及び感謝配当（中間配当）に関するお知らせ」をご参照ください。</p>
<p>Q 2 - 5 本新株予約権割り当て後の選択肢</p>	<p>A 2 - 5 本新株予約権の割り当て後の選択肢としては、</p> <p>① 本新株予約権の行使をして普通株式を取得する</p> <p>② 本新株予約権の売却する</p> <p>のいずれかの選択が可能です。</p> <p>本新株予約権を行使する場合、行使価額（本新株予約権1個当たり39円）を（お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて）払い込むことにより、当社普通株式1株を取得することができます。また、本新株予約権を市場で売却する場合、本新株予約権の市場における約定価格から売買手数料等を差し引いた金額を得ることができますが、当社普通株式を取得することはできません。なお、行使期間満了日までに①、②いずれの手続きも行わなかった場合には本新株予約権は失権（消滅）いたしますのでご注意ください。</p> <p>本新株予約権の行使、売却の是非につきましては、各株主の皆様ご自身の投資判断によります。株主の皆様におかれましては、2017年4月25日公表の「ノンコミットメント型ライツ・オフERING（行使価額ノンディスカウント型）及び感謝配当（中間配当）に関するお知らせ」（URL: <a href="http://www.re-adworks.com/ir/news/index.html">http://www.re-adworks.com/ir/news/index.html</a>）及びEDINETより有価証券届出書（URL: <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a>）をご参照のうえ、ご自身の責任において、本新株予約権に係る投資判断を行ってください。</p>
<p>Q 2 - 6 株式価値の希薄化について（当社の考え方）</p>	<p>A 2 - 6 当社では株式の希薄化による影響について以下の4つに整理しております。</p> <p>（i）「新規発行株式数の増加」に伴う「既存株式1株あたりの利益の低下」</p>

(ii) 「新規発行株式数の増加」に伴う「既存株式 1 株あたりの議決権比率の低下」  
(iii) 「新規発行株式の純資産ディスカウント発行」に伴う「既存株式 1 株あたりの純資産の低下」  
(iv) 「新規発行株式の時価ディスカウント発行」に伴う「既存株式 1 株あたりの時価の理論値としての低下」

一般的にエクイティ・ファイナンスにおいては、どのような手法によっても通常 (i)、(ii) 及び (iii) の観点での希薄化の影響は完全には免れないと考えております。

ライツ・オファリングについては、一般的な上場企業において多く実施されている他の資金調達手法と比較して、既存株主に平等、かつ既存株主へ複数の選択肢の提供が可能となるため「株主にやさしい増資手法」といえますが、新株予約権の無償割当てを受けた株主による権利行使を促進するために、新株予約権の行使価額を普通株式の時価より低く設定するのが一般的であり、このような設計により何らかの事情で既存株主が新株予約権を権利行使も売却もしなかった場合、又は新株予約権を適正な価格で売却できなかったような場合には、上記 (iv) の「既存株式 1 株あたりの時価の理論値としての低下」による既存株主の経済的利益への影響が顕在化するおそれがありました。

そこで当社は、(iv) の「新規発行株式の時価ディスカウント発行」によって生ずる 1 株あたりの時価の下落に関して、既存株主の利益保護という観点をより重視することとし、新株予約権の行使価額につき普通株式の市場株価からのディスカウントを伴わないライツ・オファリングについて検討を重ねてまいりました。

なお、発行済株式総数の増加の割合という点においては、2017 年 4 月 24 日現在における当社の発行済株式数は 224,176,000 株であり、自己株式 1,211,400 株を差し引いた数 222,964,600 株と同数の 222,964,600 個の新株予約権が、本件ファイナンスにおいて発行される見込みです。したがって、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式の見込数は 222,964,600 株となり、発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は 99.4%となります。

なお、本件ファイナンスにかかる株主確定日までに当社の発行済みのストックオプション等が行使されたこと等により、本件ファイナンスにかかる株主確定日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式を除く。）が増加した場合には、本件ファイナンスにより発行される本新株予約権の総数及び当該新株予約権の目的となる株式の総数は増加します。

<p>Q 2-7 株式累積投資や株式ミニ投資の取扱い</p>	<p>A 2-7 各株主の皆様のお取引先証券会社にお問合せください。</p>
<p>Q 2-8 外国居住の株主についての、割当て、行使、売買に関する制約</p>	<p>A 2-8 (米国居住株主の場合) 本件ファイナンスにおいては、本新株予約権について 1933 年米国証券法の規定に基づく登録等を行うことが、時間的・事務的・費用的な観点から困難であると判断したため、<u>米国居住の株主による本新株予約権の行使を制限させていただきます。</u> 但し、<u>本新株予約権の市場での売買については、何ら制限するものではありません</u>ので、米国居住の株主におかれましては、本新株予約権の売却によって売却代金を得ることをご検討いただければと存じます。本新株予約権の売買については、下記 5.「本新株予約権の売買について」をご参照ください。 (米国以外の外国居住者の場合) 本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。従って、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがありますので、外国居住株主（当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除きます。）は、かかる点につきご注意ください。 その際のお手続きにつきましては、証券会社等によって異なる場合がありますので、お取引先証券会社等へお問い合わせください。</p>
<p>Q 2-9 信用取引の処理（権利処理、現引禁止の扱い等）について</p>	<p>A 2-9 信用取引に係る各種取扱いの詳細については、各お取引先証券会社へお問合せください。</p>

<p>Q 2-10</p> <p>本新株予約権の行使価額及びその設定理由について</p>	<p>A 2-10</p> <p>当社の2017年4月25日公表の「ノンコミットメント型ライツ・オフアリング（行使価額ノンディスカウント型）及び感謝配当（中間配当）に関するお知らせ」の「6. 発行条件の合理性」に記載のとおり、本新株予約権の行使価額は、本件ファイナンスの発行決議日の前営業日の終値（以下「発行決議日前日株価」といいます。）と同額（ノンディスカウント）である39円としております（但し、本株主総会開催日（2017年6月29日予定）の前営業日における終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。以下「株主総会前日株価」といいます。）が、発行決議日前日株価を下回った場合（39円未満となる場合）には、株主総会前日株価と同額といたします。）。なお、「終値」とは、一定の日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をいいます。以下同じです。</p> <p>これにより、新株予約権行使価額のディスカウントに伴い設計論理上織り込まれる株価下落という点に限定して言えば（即ち株式数の増加の影響などまで含むものではありません。）、希薄化の影響は排除されたものと考えており、その結果、既存株主においては株価下落のリスクの下、新株予約権の行使を事実上強制されるという要素に過度にとらわれることなく、本新株予約権の行使または売却のいずれかの判断を選択することが可能となると考えております。</p> <p>この観点においては、従来のエクイティ・ファイナンス及びライツ・オフアリングの短所を補ったファイナンス手法であると考えております。</p> <p>他方で、行使価額ノンディスカウント型ファイナンスである本件ファイナンスは、権利行使期間中における当社普通株式の市場価格が新株予約権の行使価額（発行決議日前日株価）より低く推移した場合には、本新株予約権の行使が進まない可能性があります。そのため、当社はそのデメリットをできる限り抑制するため、株主総会前日株価が、発行決議日前日株価を下回った場合（39円未満となる場合）には、本新株予約権の行使価額は、株主総会前日株価と同額とすることとしております。しかしながら、権利行使期間中において、発行決議日前日株価及び株主総会前日株価のいずれよりも低く株価が推移した場合には、当社は当初想定した金額の資金調達が困難となる可能性があり、「第5次中期経営計画」の計画達成が遅れる場合があります。その場合においても、引き続き「第5次中期経営計画」の計画達成に向け、そのための手段（エクイティ・ファイナンスを含む）を検討してまいります。</p>
--	---

<p>Q 2-11</p> <p>従来の「株主割当増資」や「新株予約権の無償割当て」とライセンス・オファリング/本件ファイナンス（行使価額ノンディスカウント型ライセンス・オファリング）との違いについて</p>	<p>A 2-11</p> <p>本件ファイナンスにおいては、新株予約権が証券取引所において上場される予定である点が、(株式の)株主割当増資（会社法第202条第1項）や従来の上場を伴わない新株予約権の無償割当て（会社法第277条）と異なるものと当社では理解しております。</p> <p>すなわち、株主割当増資の場合、株式を引き受ける権利の第三者にする譲渡は基本的に認められず、また、新株予約権の無償割当ての場合においても、新株予約権に譲渡制限が付されている場合はもちろんのこと、そのような譲渡制限がない場合であっても、新株予約権の証券取引所への上場がなければ株主が割り当てられた新株予約権を処分することは現実的には困難と言えます。したがって、これらの方法による場合、株式を引き受ける権利を有する株主又は新株予約権の割当てを受ける株主に対し、その行使か失権（消滅）かの二択を事実上迫ることとなります。</p> <p>この点、本件ファイナンスにおいては、本新株予約権は証券取引所において上場される予定であり、新株予約権の市場取引による売却の選択肢も株主に用意されるため、本新株予約権の行使を望まない新株予約権者は、本新株予約権を市場取引により売却し、その対価を得ることで、本件ファイナンス（新株予約権の無償割当て）により当社普通株式の株価が下落した場合にも、それにより生じうる経済的不利益を軽減することができると考えられます。</p> <p>もっとも、仮に新株予約権の価格が理論値（普通株式の時価－新株予約権の行使価額）を大きく下回るようなケースでは、既存株主が新株予約権を売却したとしても、普通株式の株価下落による経済的価値の毀損を補填することができないこととなります。従って、このような場合には、既存株主は、上記経済的価値の毀損を回避するためには新株予約権を行使するほかなく、株主に新株予約権の行使を事実上強制するという要素は完全に排除されているとはいえないこととなります。</p> <p>そこで、上記ライセンス・オファリングの特性を活かしながら、当社普通株式の株価下落による影響を極力抑制、又は回避する観点から、本件ファイナンスでは、本新株予約権の行使価額をディスカウントしない、すなわち行使価額を発行決議日前日株価と同額とし、株主総会前日株価が発行決議日前日株価を下回った場合（39円未満となる場合）には株主総会前日株価と同額といたします。これにより新株予約権行使価額のディスカウントに伴い設計論理上織り込まれる株価下落という点に限定して言えば（即ち株式数の増加の影響などまで含むものではありません）、その影響は排</p>
--	---

	<p>除されたものと考えており、その結果、既存株主においては株価下落のリスクの下、新株予約権の行使を事実上強制する要素に過度にとらわれることなく、本新株予約権の行使または売却のいずれかの判断を選択することが可能となると考えております。この観点において、本件ファイナンス（行使価額ノンディスカウント型ライツ・オファリング）は、従来の株主割当増資、新株予約権の無償割当て及びライツ・オファリングの短所を補ったファイナンス手法であると考えております。</p>
<p>Q 2-12 新株予約権無償割当てに伴う株式公開買付規制について</p>	<p>A 2-12 本新株予約権の割当てを受ける行為は、新規に発行された有価証券を取得するものですので、原則として、新株予約権の取得を、公開買付けにより行う必要はないと理解しております。しかし、本新株予約権の取得及びその他の株券等の取得が、金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する、いわゆる急速な買付けの要件を満たす場合については、例外的に本新株予約権の割当てを受ける行為が公開買付規制の対象となる可能性があるため、ご留意いただく必要があります。</p> <p>同項第 4 号に基づき公開買付けが強制されるのは、大要、①3 か月以内に、②10%を超える数の株券等の取得を、株券等の買付け等又は新規発行取得により行う場合であり、③そのうち 5%を超える数の株券等の買付け等が特定売買等又は市場外取引（公開買付け及び公開買付けの適用除外取引によるものを除きます。）により行われ、かつ、④株券等の買付け等又は新規発行取得の後における買付者の株券等所有割合が、その特別関係者（小規模所有者を除きます。）の株券等所有割合と合算して 3 分の 1 を超える場合と規定されています。</p> <p>かかる規定によれば、無償割当てによる本新株予約権の取得及びその他の株券等の取得により、株主（その特別関係者を含みます。）の株券等所有割合が 3 分の 1 を超えることとなり、かつ、上記①乃至③を充たす場合は、③の買付け等につき公開買付けを行っていないという点で、本新株予約権の割当てを受ける行為が公開買付規制に抵触する可能性があるかと理解しておりますので、ご注意ください。</p> <p>詳細につきましては、各株主の皆様ご自身にて個別に弁護士等にご確認ください。</p>

### 3. 本新株予約権の割当てについて

※割当対象者：株主確定日である2017年7月12日（水）の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主の皆様

Question	Answer
<p>Q 3 - 1 新株予約権の割当て個 数</p>	<p>A 3 - 1 普通株式 1 株につき 1 個の新株予約権が割り当てられます。</p>
<p>Q 3 - 2 本新株予約権の無償割 当てを受けるためには</p>	<p>A 3 - 2 本新株予約権の無償割当における株主確定日は 2017 年 7 月 12 日（水）となっておりますので、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主の皆様は、特に手続きを経ることなく本新株予約権の無償割当てを受けることができます。本新株予約権の無償割当てを受ける権利が付いた当社普通株式の上場市場における最終売買日は、2017 年 7 月 7 日（金）となります。なお、本新株予約権は無償で割り当てられますので、本新株予約権の割当てを受けるためには代金をお支払いいただく必要はありませんが、本新株予約権を行使する場合には行使価額を（お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて）お支払いいただく必要があります。</p>
<p>Q 3 - 3 新株予約権証券の発行 と権利の把握</p>	<p>A 3 - 3 本新株予約権について、新株予約権証券は発行されません。 当社としては、通常、新株予約権の割当てを受ける株主確定日（2017 年 7 月 12 日（水））の翌営業日である 2017 年 7 月 13 日（木）に、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様の証券口座に新株予約権の残高が記録されることになるものと理解しております。詳しくは、必ずご自身でお取引先証券会社等にお問合せください。</p>
<p>Q 3 - 4 本新株予約権の無償割 当て後は、「どのよう な書類」が、「いつ」、 「どこ」に送付されて</p>	<p>A 3 - 4 株主確定日の約 3 週間後の 2017 年 7 月 31 日（月）前後に、株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様住所等を送付先として、本新株予約権に係る株主割当通知書等が送付されます。なお、本新株予約権の行使につきましては、株主割当通知書等を受領する前から可能であり、また、本新株予約権の上場は 2017 年 7 月 13 日（木）を予定しているため、本新株予約権の売買につきましても 2017 年 7 月 13 日（木）から可能となりますが、各証券会</p>

くるのか	社様により手続き方法が異なりますので、本新株予約権の行使又は売買のお取引を希望される場合は、必ずご自身でお取引先証券会社にお問合せください。なお、本ファイナンスに関し、目論見書は交付されませんが、EDINETより有価証券届出書（URL： <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> ）を閲覧することが可能です。
Q 3-5 自己株式と本件ファイナンスの関係	A 3-5 会社法第 278 条第 2 項の規定により、当社が保有する自己株式には本新株予約権は割り当てられません。



#### 4. 本新株予約権の行使について

※期間：2017年7月13日（木）～2017年9月12日（火）

Question	Answer
<p>Q 4 - 1 本新株予約権の行使手続き</p>	<p>A 4 - 1 本新株予約権を行使する場合、証券会社によって手続きが異なる可能性がございますので、まずは各本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様ご自身でお取引先証券会社にお問合せください。証券会社によっては、行使請求取次の受付について、書類（振替新株予約権行使請求取次依頼書）のほか、電子的方法（パソコン等）、又はコールセンターにて受け付けている場合があるものと理解しております。</p> <p>以下は、書面（振替新株予約権行使請求取次依頼書）で行使請求を受け付けている証券会社における一般的な手続き方法となりますので、ご参照ください。</p> <p>（1）振替新株予約権行使請求取次依頼書の提出について</p> <p>振替新株予約権行使請求取次依頼書については以下の方法にて入手が可能です。（但し、証券会社によって行使請求取次依頼書の様式が異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社へお問合せください）。</p> <p>①株主確定日である2017年7月12日（水）の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様には、株主確定日の約3週間後の2017年7月31日（月）前後に、各株主の皆様が証券会社に登録しております住所等に郵送にて送付いたします。</p> <p>②当社のホームページからのダウンロードによる入手も可能です。</p> <p>③お取引先証券会社にお問合せの上、入手いただくことも可能です。</p> <p>次に、振替新株予約権行使請求取次依頼書に必要な記載事項を記入、捺印のうえ、本新株予約権の残高が記録されているお取引先証券会社に対してご提出ください。なお、発行要項記載の行使請求受付場所（三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部）では、本新株予約権者の皆様から直接行使請求を受け付けることはできませんので、ご注意ください。行使の手続きに際しては、お取引先証券会社を通じて行うこととなります。</p> <p>（2）行使価額のお支払について</p>

	<p>お取引先証券会社に、権利行使を希望される本新株予約権の行使価額及び行使に係る証券会社宛支払の手数料（証券会社によって異なりますので、お取引先証券会社にお問合せください。）をお振込みください。例えば、本新株予約権を100個保有している本新株予約権者の皆様が、当該本新株予約権の全部を行使する場合につきましては、下記で計算される金額をお振込みいただくこととなります。</p> <p><u>39円（本新株予約権1個あたりの行使価額）×100個（行使を希望する本新株予約権の個数）＋行使に関して証券会社に支払う手数料</u></p> <p>但し、お取引先証券会社によって、行使に関して証券会社に支払う手数料、行使価額の支払い方法等が異なる場合がありますので、詳細につきましては、各お取引先証券会社へお問合せください。</p>
<p>Q4-2 本新株予約権1個につき何株の普通株式が取得できるか</p>	<p>A4-2 本新株予約権1個につき目的となる当社普通株式の数は1株となっております。従いまして、本新株予約権を行使する場合、本新株予約権の残高が記録されている証券会社を通じて当社に行使価額（1個当たり39円）を（お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて）払い込むことにより、行使した本新株予約権の個数と同数の当社普通株式を取得することとなります。なお、本新株予約権の行使は、1個単位から可能となります。</p>
<p>Q4-3 1個の本新株予約権の一部（例0.5個）を行使することはできるのか。</p>	<p>Q4-3 本新株予約権の発行要項第5項において「各本新株予約権の一部行使はできない」旨定められており、1個の本新株予約権の一部（例えば0.5個の本新株予約権）のみを行使することはできません。</p> <p>なお、下記A4-4に記載のとおり、かかる規定は、複数個の本新株予約権を保有する場合に、その一部の本新株予約権のみを1個単位で行使することを禁止する趣旨ではなく、例えば1,000個中500個の行使等が禁止されるものではありません。</p>
<p>Q4-4 自己が保有する複数の本新株予約権（例えば1,000個）の総数のう</p>	<p>A4-4 本新株予約権の発行要項第5項において、「各本新株予約権の一部行使はできない」旨規定されておりますが、ここでいう「一部行使」とは、1個の本新株予約権の一部（例えば0.5個の本新株予約権）のみを行使することができない旨を定めるものです。</p>

<p>ちの一部（例えば 500 個）行使について</p>	<p>各本新株予約権者の皆様が複数の本新株予約権を保有する場合には、本新株予約権の行使は 1 個単位から可能となっておりますので、その一部の本新株予約権のみを 1 個単位で行使することは可能です。従いまして、例えば、1,000 個の本新株予約権を保有する本新株予約権者が、そのうち 500 個のみを行使し、残りの 500 個は市場で売却することも可能です。</p> <p>複数個の本新株予約権を保有する場合に、その一部の本新株予約権のみを 1 個単位で行使することを禁止する趣旨ではありません。但し、当社普通株式の単元株式数及び市場での売買単位はいずれも 100 株となっているため、本新株予約権の行使の結果、交付される当社普通株式の数が 100 株未満である場合には、単元未満かつ売買単位未満となるため、議決権など当該株式に係る権利の一部が制限され、かつ当該株式については市場での売買は行えませんのでご注意ください。</p>
<p>Q 4 - 5 本新株予約権の権利行使可能期間</p>	<p>A 4 - 5</p> <p>本新株予約権者の皆様が本新株予約権を行使できる期間は、2017 年 7 月 13 日（木）から同年 9 月 12 日（火）までとなります（証券会社にて権利行使の取次業務を行うことによる実務上の制約から、実際には同年 9 月 11 日（月）までとなりますのでご注意ください。）。但し、お取引先証券会社によっては行使請求の受付期間がこれとは異なる場合がありますので、お取引先証券会社の行使請求取次の受付期間につき、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問合せください。</p> <p>原則として、2017 年 9 月 12 日（火）の営業時間内に、振替新株予約権行使請求取次依頼書が証券会社に到着し、受理がなされ、かつ、証券会社にて行使価額の払込みの完了を確認することが要されますのでご注意ください。なお証券会社によっては、行使請求の受付について、書類（振替新株予約権行使請求取次依頼書）のほか、電子的方法（パソコン等）、又はコールセンターにて受け付けている場合があるものと理解しておりますが、各本新株予約権者の皆様ご自身にてご確認ください。また、お取引先証券会社によって行使請求取次の受付期間が更に短縮化されている場合がありますので、行使請求取次の受付期間につきましては、必ず各お取引先証券会社へお問合せください。</p>
<p>Q 4 - 6 新株予約権の行使価額</p>	<p>A 4 - 6</p> <p>各お取引先証券会社に直接お支払いいただくこととなります。上記 A 4 - 1（2）を併せてご参照ください。お取引</p>

の払込み（支払い）	先証券会社によって行使価額の支払い方法が異なる場合がありますので、具体的な支払い方法につきましては、各お取引先証券会社へお問合せください。
Q 4 - 7 株式発行（取得）のタイミング	A 4 - 7 原則として、取扱いの証券会社にて本新株予約権の権利行使の振替新株予約権行使請求取次依頼書の受理（証券会社によっては、行使請求の受付について、書類（振替新株予約権行使請求取次依頼書）のほか、電子的方法（パソコン等）、又はコールセンターにて受け付けている場合があるものと理解しておりますが、各本新株予約権者の皆様ご自身にてご確認ください）及び行使価額の払込みの完了が確認出来た日から 4 営業日目（当該証券会社から当社への本新株予約権の権利行使の請求及び行使価額の払込みが完了した日から 3 営業日目）に、各本新株予約権者の皆様のお取引先証券会社における証券口座に交付される当社普通株式の残高が記録され、売買が可能となるものと理解しております。但し、お取引先証券会社によって手続きが異なる場合がありますので、必ずご自身で各お取引先証券会社へお問合せください。
Q 4 - 8 本新株予約権の行使に関して発生する費用	A 4 - 8 本新株予約権の行使に関して発生する費用はお取引先証券会社によって異なる場合がございますので、各お取引先証券会社にお問合せください。

## 5. 本新株予約権の売買について

本新株予約権売買可能期間：2017年7月13日（木）から2017年9月5日（火）（予定）

Question	Answer
<p>Q 5 - 1 本新株予約権の売買</p>	<p>A 5 - 1 本新株予約権の市場での売買は、上場期間中において、お取引先証券会社を通じて行うことが可能です。但し、証券会社により、本新株予約権の売買の手続きや売買請求の受付最終日等が異なる場合がありますので、各お取引先証券会社へお問合せください。</p>
<p>Q 5 - 2 本新株予約権の売買可能期間</p>	<p>A 5 - 2 本新株予約権につきましては、2017年7月13日（木）から2017年9月5日（火）まで、東京証券取引所にて上場を予定しており、2017年9月5日（火）まで東京証券取引所を通じた本新株予約権の売買が可能となる予定です。当該期間につきましては、後日東京証券取引所から正式な日程の発表がなされ、当社でもプレスリリースにて公表を予定しますので、改めて当該プレスリリースをご確認ください。<u>なお、証券会社によっては当社が提示している本新株予約権の売買期間と異なる（短い）期間を設定している場合があります。ご自身で、事前に、お取引先証券会社へ本新株予約権の売買期間及び手続き方法等をご確認いただきますようお願いいたします。</u></p>
<p>Q 5 - 3 本新株予約権の市場売買単位</p>	<p>A 5 - 3 本新株予約権の市場売買単位は、当社普通株式の場合と同様 100 個単位となります。なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません。</p>
<p>Q 5 - 4 単元未満株式に割り当てられた本新株予約権の行使</p>	<p>A 5 - 4 本件ファイナンスにおいては、単元未満又は市場での売買単位未満の株式を含め、当社普通株式 1 株につき 1 個の本新株予約権が無償で割り当てられます。単元未満かつ売買単位未満の株式に対して割り当てられた本新株予約権についても、本新株予約権の行使は可能であり、これにより単元未満かつ売買単位未満の株式を取得することとなります。ただし、当社普通株式の単元株式数及び市場での売買単位はいずれも 100 株であるため、当該単元未満かつ売買単位未満の株式（100 株未満の当社普通株式）については、議決権等当該株式に係る権利の一部が制限され、かつ当該株</p>

	<p>式については市場での売買は行えません。</p> <p>なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません。</p>
<p>Q 5 - 5</p> <p>単元未満株式の処分方法</p>	<p>A 5 - 5</p> <p>単元未満株式を有している株主の皆様は、当社に対して、単元未満株式の買取り（100 株に満たない株式を当社にて買い取ることを請求することが可能となります。当該制度の利用につきましては、各お取引先証券会社までお問合せください。</p>
<p>Q 5 - 6</p> <p>本新株予約権を市場で売買した場合の手数料</p>	<p>A 5 - 6</p> <p>本新株予約権を市場で売却する場合、証券会社への売買手数料が生じます。具体的な手数料の金額については、各お取引先証券会社にお問合せください。</p>
<p>Q 5 - 7</p> <p>売却代金の入金</p>	<p>A 5 - 7</p> <p>基本的に、売却日から 3 営業日後に証券口座に払い込まれます。但し、お取引先証券会社によって取扱いが異なる場合がありますので、各お取引先証券会社へお問合せください。</p>
<p>Q 5 - 8</p> <p>本新株予約権を市場で取得した後、行使までの手続き</p>	<p>A 5 - 8</p> <p>市場で取得した本新株予約権は約定日から 3 営業日後に受け渡しとなります。</p> <p>また、取得した本新株予約権の行使に関する手続きは、上記 4. 「本新株予約権の行使について」をご参照ください。但し、お取引先証券会社によって手続きが異なる場合がございますので、ご自身で各お取引先証券会社へお問合せください。</p>
<p>Q 5 - 9</p> <p>本新株予約権はどの証券会社でも買付けを行っているのか</p>	<p>A 5 - 9</p> <p>原則、本新株予約権の買付けの取次はどの証券会社においても行われる予定と理解しておりますが、ご自身においてお取引先証券会社にご確認いただくことをお勧めいたします。</p>

<p>Q 5-10</p> <p>本新株予約権の買付けに伴う株式公開買付け規制</p>	<p>A 5-10</p> <p>本新株予約権につきましては、東京証券取引所の市場を通さずに相対にて買い付けることも可能であると理解しています。但し、当該方法により買付けを行う場合につきましては、買付けの期間、買付けの相手方の人数、買い付ける本新株予約権の個数によっては、金融商品取引法第27条の2第1項各号の何れかに該当し、公開買付けの手続きが必要となる可能性もございますので、ご注意ください。</p> <p>詳細につきましては、ご自身にて個別に弁護士等にお問合せください。</p>
---	--

6. 税務上の取扱い等について

本項目において記載する本新株予約権に係る税務上の取扱い等について、当社の考えは以下のとおりです。

但し、株主の皆様及び本新株予約権者の皆様の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、株主の皆様及び本新株予約権者皆様ご自身の責任におきまして、自らの税理士等の専門家及びお取引先証券会社にご確認いただきますようお願いいたします。

また、外国居住者につきましては、適用法令上、本新株予約権に係る税務上の取扱いが異なる可能性がございますので、各外国居住者において、それぞれに適用される法令の弁護士、税理士、お取引先証券会社等にお問合せください。

Question	Answer
<p>Q 6 - 1 本新株予約権の入庫 口座</p>	<p>A 6 - 1 各株主の皆様が保有している当社普通株式が記録されている振替口座が、特定口座か一般口座かに応じて、いずれかの振替口座簿に本新株予約権も記録されることとなると理解しております。但し、お取引先証券会社によって取扱いが異なる場合がありますので、必ずご自身で、各お取引先証券会社へご確認ください。</p>
<p>Q 6 - 2 本新株予約権の譲渡 にかかる税金</p>	<p>A 6 - 2 当社は、無償割当てによる本新株予約権の取得については、原則として、簿価は 0 円であり、譲渡価額から譲渡費用（消費税等を含みます）を差し引いた金額が譲渡益となり課税対象となると理解しています。なお、譲渡益に対する税率は、20%（所得税 15%、住民税 5%）になります。また、2037 年 12 月 31 日までの間は、所得税額に対し 2.1% の復興特別所得税が別途課税されます。お取引の際には、ご自身で税理士等の専門家又はお取引先証券会社にお問合せください。</p>
<p>Q 6 - 3 本新株予約権が一般 口座に入った場合に おける確定申告</p>	<p>A 6 - 3 当社は、確定申告が必要となる場合があると理解しておりますので、ご注意ください。各株主の皆様及び各本新株予約権者の皆様ご自身で税理士等の専門家又はお取引先証券会社にお問合せください。</p>



<p>Q 6 - 4</p> <p>本新株予約権は少額投資非課税制度 (NISA) による NISA 口座で取引可能か</p>	<p>A 6 - 4</p> <p>株主様或いは投資家様が、①株主確定日である 2017 年 7 月 12 日 (水) の最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式を NISA 口座内で保有する場合に割り当てられた本新株予約権、及び②NISA 口座において新たに買い付けた本新株予約権につきましては、NISA 口座内で売買のお取引ができるものと理解しております。</p> <p>一方、①株主確定日である 2017 年 7 月 12 日 (水) の最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式を NISA 口座以外で保有する場合に割り当てられた本新株予約権、及び②NISA 口座以外の口座において新たに買い付けた本新株予約権につきましては、NISA 口座に移すことはできないものと理解しております。</p> <p>但し、お取引先証券会社によっては取扱いが異なる場合がありますので、必ずご自身でお取引先証券会社へお問合せください。</p>
<p>Q 6 - 5</p> <p>本新株予約権を行使して取得した株式の簿価</p>	<p>A 6 - 5</p> <p>本新株予約権の取得方法に応じ次のとおりとなります。</p> <p>① 無償割当てにより取得した本新株予約権の行使による場合</p> <p>「権利行使による 1 株当たりの払込金額 39 円」×「権利行使により取得した株式数」により算出した額になります。</p> <p>② 市場の売買により取得した本新株予約権の行使による場合</p> <p>「権利行使による 1 株当たりの払込金額 39 円」+ (「本新株予約権の取得価額 (取得に要した売買手数料等を含みます。)」÷「権利行使により取得した株式数」) により算出した 1 株当たりの取得価額に対し「権利行使により取得した株式数」を乗じた額になります。</p>

7. 株主の皆様における大量保有報告書等の提出義務について

Question	Answer
<p>Q 7 - 1</p> <p>本新株予約権割当時に おける大量保有報告書 又は変更報告書の提出 義務</p>	<p>A 7 - 1</p> <p>現行の法制度に基づきますと、本件ファイナンスにおいて、(i) 本新株予約権の割当てによって各株主様の保有株券等（共同保有者の保有株券等を含みます。以下同じ。）に係る株券等保有割合が初めて5%を超える場合には新たに大量保有報告書の提出義務（金融商品取引法第27条の23）が、また、(ii) 本新株予約権の割当て前において株券等保有割合が5%超であり、既に大量保有報告書を提出している場合には変更報告書の提出義務（金融商品取引法第27条の25）が、それぞれ発生すると理解しております。大量保有報告書又は変更報告書（以下「大量保有報告書等」といいます。）は、提出義務が発生したその日（本新株予約権の割当てに伴い提出する大量保有報告書等の場合、割当日である2017年7月13日（木）の翌営業日から起算して5営業日以内に提出を要することになるため、2017年7月21日（金）までに提出が必要となりますのでご注意ください。</p> <p>株券等保有割合につきましては、大要以下の計算式にて計算がなされます。</p> <p>株券等保有割合 = A / B</p> <p>A = 保有株式数（保有者+共同保有者） + 潜在株式数（保有者+共同保有者）</p> <p>B = 発行済株式総数 + 潜在株式数（保有者+共同保有者）</p> <p>※「発行済株式総数」は222,964,600株。「潜在株式数」は各株主様に割り当てられた新株予約権を全て行使した場合の取得株式数（例えば、新株予約権を100個割り当てられた場合は、100株（1単元）となります。）</p> <p>なお、上記の計算式は、株券等保有割合の計算の概略を示したものであり、個別の事情によっては、異なる計算方法を採用しなければならない可能性があります。株券等保有割合の計算及び大量保有報告書等の提出義務の存否に係る判断については、ご自身の責任において行っていただきますよう、お願いいたします。</p> <p>その他、以下の状況におきましても大量保有報告書等の提出が必要となる可能性がありますので、株主様につきまし</p>

	<p>てはご注意をいただければと存じます。</p> <p>新株予約権の行使を行った場合⇒Q 7 - 3</p> <p>新株予約権の売買を行った場合⇒Q 7 - 4</p> <p>新株予約権の行使期間満了時⇒Q 7 - 5</p>
<p>Q 7 - 2</p> <p><u>本新株予約権行使期間中における大量保有報告書又は変更報告書の提出義務</u></p>	<p>A 7 - 2</p> <p>本新株予約権の行使期間においては、他の本新株予約権者による本新株予約権の行使に伴い、当社の発行済株式総数が変動するため、本新株予約権者の株券等保有割合は行使期間中も日々変動することが想定されます。但し、現行の法制度に基づきますと、下記Q 7 - 3においてご説明する本新株予約権を行使した場合やQ 7 - 4においてご説明する本新株予約権（又は当社普通株式）を売買した場合のように本新株予約権者の保有する株券等の内訳や総数に変動がある場合を除き、大量保有報告書等の提出は不要であると理解しております。</p>
<p>Q 7 - 3</p> <p><u>本新株予約権行使時における変更報告書の提出義務</u></p>	<p>A 7 - 3</p> <p>本新株予約権が行使された場合、本新株予約権の割当て時に大量保有報告書等の提出が必要となった各株主が保有する株券等の内訳の変更が生じ、当該内訳の変更が発行済株式総数等の 1%以上となる場合には、変更報告書の提出が必要となるものと理解しております。なお、上記A 7 - 2のとおり、本新株予約権の行使期間中、他の本新株予約権者による本新株予約権の行使に伴い、当社の発行済株式総数が変動するため、本新株予約権者の株券等保有割合は行使期間中も日々変動することが想定されますが、当社は、各証券会社の手続きの遅速があるため、適時に発行済株式総数の把握ができないことに鑑み、行使状況の報告をいたしません。当社は、行使期間満了後の 2017 年 9 月下旬を目処に行使結果及び、発行済株式総数を公表する予定です。</p>
<p>Q 7 - 4</p> <p><u>本新株予約権の売買時における大量保有報告書又は変更報告書の提出義務</u></p>	<p>A 7 - 4</p> <p>現行の法制度に基づきますと、本新株予約権の買付け又は売付けを行った場合におきましては、それにより株券等保有割合が 5%を超える場合には、大量保有報告書の提出義務が、また、大量保有報告書の提出者の株券等保有割合に 1%以上の増減があった場合には、変更報告書の提出義務がそれぞれ発生する可能性があるかと理解しております。</p>

<p>Q 7-5</p> <p><u>行使期間満了時</u>における変更報告書の提出義務</p>	<p>A 7-5</p> <p>現行の法制度に基づきますと、未行使の新株予約権は、行使期間の満了に伴い消滅するとされていることから、本新株予約権の行使期間満了時において未行使の本新株予約権を保有する本新株予約権者で既に大量保有報告書を提出している方については、行使期間満了時に株券等保有割合が1%以上減少した場合、変更報告書の提出が必要になると理解しております。</p>
--	---

## 本件ファイナンス スケジュール

本件ファイナンスのスケジュールとなります。詳細は2017年4月25日公表の「ノンコミットメント型ライツ・オファリング（行使価額ノンディスカウント型）及び感謝配当（中間配当）に関するお知らせ」をご参照ください。

項目	6月		7月																															
	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
株主確定日														●																				
新株予約権 割当効力 発生															●																			
新株予約権 売買可能 期間															●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
新株予約権 割当通知の 送付予定日																																		●
新株予約権 行使期間															●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

項目	8月																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
株主確定日																															
新株予約権 割当効力 発生																															
新株予約権 売買可能 期間	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
新株予約権 割当通知の 送付予定日																															
新株予約権 行使期間	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

項目	9月																													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
株主確定日																														
新株予約権 割当効力 発生																														
新株予約権 売買可能 期間	●	●	●	●	●																									
新株予約権 割当通知の 送付予定日																														
新株予約権 行使期間	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																		

**Q A5-2 参照**

2017年9月5日（火）まで東京証券取引所を通じた本新株予約権の売買が可能となる予定です。なお、証券会社によっては当社が提示している本新株予約権の売買期間と異なる（短い）期間を設定している場合があります。ご自身で、事前に、お取引先証券会社へ本新株予約権の売買期間及び手続き方法等をご確認いただきますようお願いいたします。

**Q A4-5 参照**

証券会社にて権利行使の取次業務を行うことによる実務上の制約から、実際には2017年9月11日（月）までとなります。但し、お取引先証券会社によっては行使請求の受付期間がこれとは異なる場合がありますので、お取引先証券会社の行使請求取次の受付期間につき、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問合せください。

以上